

2016年11月7日

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿
衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
総務大臣	高市早苗	殿
一億総活躍担当大臣	加藤勝信	殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会
委員長 柴田智悦

靖国神社秋季例大祭参拝等に対する抗議声明

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、2016年10月17日、安倍晋三首相、塩崎恭久厚生労働相、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長が靖国神社手記例大祭に合わせて真榊を奉納し、18日、超党派でつくる「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」の衆参両院の国会議員85人が参拝し、19日には高市早苗総務相と加藤勝信一億総活躍担当相が参拝したことに對して強く抗議いたします。

私たちクリスチャンは、人間は神のかたちに似せて造られているので一人一人はそれぞれ本有的尊厳性を有しており、政府にはその国に住む一人一人の尊厳性を守る役割が与えられていると理解しています。しかるに、主権者である私たち国民からその政治的権力を委託されている貴殿らが、特定の神社に真榊を奉納したり参拝したりすることはその宗教団体に特権を与えることになり、その宗教以外の信仰を持つ者たちの尊厳性を脅かすことになるのです。なぜなら、個人の信仰は、その個人の尊厳性の根底をなすものであり、何者も個人の尊厳性を犯す権利を有してはいないからです。そればかりか、本来、国家は宗教からは無関係でなくてはならないのですから、貴殿らの行為は、「信教の自由と国の宗教活動の禁止」を定めた憲法第二〇条の政教分離規定に明確に違反しています。

さらに、靖国神社は過去の日本が犯した戦争を美化しており、その侵略性を否定していることは、境内に併設されている遊就館の展示を見ても明らかです。また、高市総務相は「自国のために殉じた方々の慰霊のあり方は外交問題になるべきものではない」と発言していますが、閣僚による「慰霊」という宗教行為がそもそも憲法違反であるばかりか、「自国のために殉じた」者たちによって命を奪われた他国の方々のことを全く無視した発言です。そのように、この国の政治家である貴殿らが、過去に犯した、侵略戦争という歴史に対する真摯な反省を示さないならば、このたびの貴殿らの行為は、「外交関係を処理すること」を定めた憲法第七三条や、「自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」と宣言している憲法前文にも違反しており、アジア諸国との信頼回復の道を再び遠ざけ国益を大いに損なう、まさに外交問題になるのです。

しかも現在、南スーダンのPKO(国連平和維持活動)への自衛隊派兵期間が5ヶ月間延長され、安全保障関連法に基づく「駆け付け警護」と「宿営地の共同防衛」の新任務が活動内容に加えられようとしています。その南スーダンにおいては、未だに政府軍と反政府勢力との戦闘状態が続いています。さらに、PKOはもはや非武装の停戦監視団や、軽武装の平和維持軍ではなく、先制攻撃すら容認する軍事行動部隊となっています。したがって、そのような南スーダンPKO部隊へ、安保法制に基づく新任務を与えられた自衛隊が派兵されるならば、武器使用の機会が増え、自衛隊員は、その入隊時には誓ってもいなかった日本国憲法に違反する戦争行為に加担することにもなりかねず、戦後71年間、海外において殺すことも殺されることもなかった自衛隊のあり方が全く変わってしまいます。そうして、もし戦死者が出て、その戦死者を国家が靖国神社もしくは他の施設へ合祀するような宗教行為を行い、戦死者が再び顕彰の対象とされるならば、先の戦時中にそうであったように、国家の宗教行為と他宗教に対する迫害も進むであろうことを危惧します。そのような事態になることを、断じて認めることはできません。

私どもは、かつて戦時下において犯した、戦争協力と偶像礼拝の罪を悔い改め、「殺してはならない」(旧約聖書 出エジプト記20:13)、「あなたには、わたしのほかに、ほかの神々があってはならない。あなたは、自分のために、偶像を造ってはならない。」(旧約聖書 出エジプト記20:3,4)という聖書の戒めに二度と背くまい、そして、そのような時代を決して来させまいと決意しています。私たちの主イエス・キリストが語られているように「剣を取る者はみな剣で滅び」るからです(新約聖書 マタイの福音書26:52)。

以上の理由から、私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、このたびの靖国神社秋季例大祭における安倍首相らの真榊奉納、及び閣僚らの参拝に対して強く抗議いたします。